

第 17 回岩国市景観審議会 会議録

日 時	令和 6 年 11 月 14 日（木）14：00～15：15
場 所	岩国市役所 5 階 51・52 会議室
出 席 者	7 名（7 / 9） 鷗委員、江本委員、内田委員、野嶋委員、 村越委員、木村委員（代理：田中中小企業相談所長）、杉山委員
事 務 局	内坂都市開発部長、片野景観整備課長、増原主査兼景観政策班長、 中村主任、石尾主事
関 係 者	株式会社オオバ（2 名） 岩国市屋外広告物規制誘導基準等修正業務受託業者 ※議題 1 のみ出席
会 議 の 公 開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開

1 会議次第

1. 開会

2. 議題

（1）意見聴取第 8 号：岩国市屋外広告物制度（案）について

3. その他

（1）「荒玉社のしだれ桜」について

（2）アジア都市景観賞について

4. 閉会

2 配布資料

- ・資料 1 岩国市屋外広告物制度（案）について
- ・「荒玉社のしだれ桜」について
- ・アジア都市景観賞について

3 審議経過

○会議の成立

委員 9 名中 6 名が出席しており、岩国市景観条例施行規則第 21 条第 3 項の規定を満たしているため、本日の会議は成立。（1 名途中出席）

○委員の交代

山口県建築士会岩国支部 坂井委員が令和 6 年 5 月 15 日付で退任。

山口県の令和 6 年 4 月 1 日付人事異動に伴い、内田委員（岩国農林水産事務所）、野嶋委員（岩国土木建築事務所）が就任。

○開会

内坂都市開発部長より挨拶

議題 1 「意見聴取第 8 号：岩国市屋外広告物制度（案）について」

○事務局

議題 1 「岩国市屋外広告物制度（案）について」のご説明をさせていただきます。

今年の 1 月の景観審議会において、岩国市屋外広告物条例の検討の再開についてご報告させていただいたところですが、本日はその条例案の規制方針について、皆様にご説明をさせていただきます。

まずは、屋外広告物の制度概要やこれまでの経緯をご説明させていただきます。

それでは資料の 2 ページをご覧ください。

屋外広告物法は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な規制の基準を定めることを目的としています。「屋外広告物」とは、以下の要件①から④をすべて満たしている広告物をいいます。①常時又は一定の期間継続して表示されるもの、②屋外で表示されるもの、③公衆に表示されるもの、④看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されるもの広告物の分類としましては、次の 4 つに分類されています。自分の事業所の建物やその敷地内に事業所名や事業内容などを表示する「自家用広告物」、自分の事業所以外の場所に表示する「一般広告物」、自分の敷地に必要最低限の管理のために表示する「管理用広告物」、必要最低限の誘導のために表示する「案内誘導広告物」となります。これらの広告物について、法に基づき、各自治体がまちの実態や施策に即した、独自の屋外広告物条例を制定し、広告物の設置場所や規模・高さ、形状・色彩等のデザイン等の制限を行っています。

続きまして、3 ページをご覧ください。

本市の屋外広告物行政に関わるこれまでの経緯について、ご説明させていただきます。平成 25 年度から 28 年度にかけて、屋外広告物の市条例制定に向けて取り組み、当時の景観審議会でご審議もいただきましたが、関係者との合意形成に至らず、議案の上程を見送っております。その際の主な御意見といたしましては、自家用広告物を規制してほしくない。これは、県条例による規制が令和 3 年 10 月から開始されたため、当時は県条例にはない市条例による独自規制に対する抵抗感であったと思われます。その他の御意見として、市全域の規制をやめてほしい、県条例より新たな市条例案の基準が極端に厳しい、膨大な量、15,000 件程度の申請事務に職員が対応できるのかというものでございました。その後、令和 2 年 10 月 1 日に「山口県屋外広告物条例」の許可申請事務の権限移譲を受け、先ほども申し上げましたが、令和 3 年 10 月 1 日から、山口県屋外広告物条例において自家用広告物の規制が開始されたところです。この同じ時期の、令和 3 年 10 月 11 日には「錦帯橋と城下町」が国の重要文化的景観に選定されておりますが、これらの経緯を経て、令和 4 年度から岩国市屋外広告物条例の検討を再開しております。

続きまして、近隣自治体の状況についてでございますが、中国地方の屋外広告物条例の制定状況は次のとおりとなります。

第 17 回岩国市景観審議会 会議録

山口県内では、山口県は都道府県、下関市は中核市として、法の定めにより条例を制定されています。萩市は景観行政団体として、独自条例を制定しており、それ以外の市町は山口県条例での規制となっております。

続きまして、4 ページをご覧ください。

先ほどご説明させていただいたとおり、現在の岩国市は、山口県屋外広告物条例の許可申請事務の権限移譲を受け、運用しております。市条例案のご説明の前にまずは、4 ページから 8 ページにかけて現在の屋外広告物行政について説明させていただきます。

まず、山口県における規制地域の種類が 2 種類ございまして、屋外広告物を表示することができない禁止地域と、屋外広告物を表示する際に許可が必要となる許可地域が定められております。

少しページが飛びますが、禁止地域の例として 6 ページ、7 ページをご覧ください。6 ページでは禁止地域の例、7 ページでは、岩国市で指定されている禁止地域を一覧としております。許可地域の例としては、8 ページをご覧ください。

イメージ図のように、禁止区間に指定された路線であっても家屋が 10 戸以上連たんする地域は許可地域となります。県条例における禁止地域・許可地域の説明は以上となります。4 ページに戻っていただきまして、(2)では、広告物を表示してはいけない物件として「禁止物件」が定められております。

次に(3)の「禁止広告物」についてですが、許可申請の対象地域以外であっても、危険な広告物等は「禁止広告物」として規定されております。

次に(4)でございまして、個人住宅の表札なども屋外広告物に当たりますが、そういった小さなものまで全てが許可申請の対象となっているわけではございません。自家用広告物の申請が不要となる面積基準として、禁止地域では 5 m²以下、許可地域では 10 m²以下と定められております。

続きまして、5 ページをご覧ください。

(5)は、その他の申請不要な広告物の種類についてまとめた表となっております。道路標識や選挙ポスターなどは申請不要となっております。

以上、4 ページから 8 ページまでが、現在の県条例における岩国市の屋外広告物の規制の状況となります。

続きまして、9 ページをご覧ください。

ここからは、岩国市屋外広告物条例の規制方針案についてご説明させていただきます。まずは、岩国市の現状と課題についてです。

(1) 地域の特性に応じた規制を検討していく中で、県道・国道沿い等に表示されている広告物のうち 7 割以上（自家用：8 割未申請、一般：5 割未申請）が未申請で

第17回岩国市景観審議会 会議録

あることがわかり、現状でも屋外広告物行政が徹底できていない中で、市全域を対象とするのは影響が大きく困難な状況でございます。

一方で、岩国・横山景観重点地区では、地区の実情に合ったきめ細やかな景観誘導を図ってきており、また、官民を挙げて錦帯橋の世界文化遺産登録に向けて取り組んでいる、岩国城下町エリア内（重要文化的景観区域内）については適切な屋外広告物の規制が必要であると考えております。

10-1、10-2 ページは横山・岩国地区の景観形成基準などをまとめたパンフレットでございますが、両地区では建築物等の新築や改修をされる際に費用の一部を助成するなど、景観誘導を図っております。また、10-3 は景観形成ガイドラインを抜粋したのですが、屋外広告物の景観形成基準も定めております。

また、9 ページに戻っていただきまして、(2) 屋外広告物条例ガイドラインや山口県屋外広告物条例で、安全点検が義務化されていますが、多くの未申請物件がある状況であり、適正な点検がされていないと考えられます。

以上の課題を踏まえ、規制方針案について次のように設定しました。

今回は必要性の高い岩国城下町エリア内（重要文化的景観区域内）の規制から行い、本条例の効果を確認しながら、将来的には市全域の規制を視野に入れて検討したいと考えております。岩国城下町エリア外につきましては、県条例のエリア、規制を引き継ぎながら、屋外広告物制度の周知や是正指導の徹底を図り、広告主や屋外広告業者の意識醸成、申請率向上を目指して参りたいと考えております。

次に、「6 条例制定後に既存不適格となる屋外広告物の撤去費用助成について」でございますが、重要文化的景観区域における既設の屋外広告物について、山口県屋外広告物条例の基準には適合していたものの、岩国市屋外広告物条例を制定することで既存不適格になる屋外広告物が発生いたします。これらについては、新たに撤去費用の助成制度を設けることで、早期の撤去を促して参りたいと考えております。

以上の規制方針案を踏まえた、岩国市条例案の内容についてご説明させていただきます。11 ページの資料 1-3 「旧条例案と新条例案について」をご覧ください。左上が現行の県条例による規制、右上が前回廃案となった旧条例案、右下が今回の新条例案となります。

まず、県条例の規制ですが、指定道路等の沿線に加え、錦川の左岸、東側を除く紫のエリアの錦帯橋風致地区などが規制されております。

続いて、右上の旧条例案をご覧ください。旧条例案では市全域を規制対象とした上、内容も厳しいものでございました。そこで、右下の今回お示しする新条例案では必要性の高い黄緑色で着色したエリア、少し分かりにくいかもしれませんが、青い線と黄色の線で囲んだ部分も含めた重要文化的景観区域内のみを独自の規制内容とし、それ以外のエリアは県条例の規制を引き継ぎたいと考えております。

第 17 回岩国市景観審議会 会議録

横山重点地区及び名称錦帯橋区域を第 1 種制限地域、岩国重点地区を第 2 種制限地域、重要文化的景観区域のうち、第 1 種・2 種制限地域を除く地域を第 3 種制限地域と区分し、地域の特性に応じて段階的な規制をいたします。

県条例でも規制している風致地区の残りの紫色の川西地区と県道・国道沿い等の県条例から引き継いだ禁止地域のエリアは、第 4 種制限地域とします。

県条例では「禁止地域」という表現が使われていますが、先ほどご説明しましたとおり、小さいものであれば申請不要で広告物を表示可能でございます。「禁止」という表現が誤解を与えやすい表現であると感じておりますので、市条例では、「制限」というふうにさせていただいております。

では、今回追加する重要文化的景観区域のエリアの基準について説明させていただきます。

まず、一般広告物・屋上広告物は禁止となります。また、県条例では事業所ごとに表示できる広告物の上限が設けられておりません。そこで、総量規制として、第 1 種制限地域が 10 m²以下、第 2 種制限地域が 20 m²以下、第 3 種制限地域が 30 m²以下というように基準を設定いたしました。

このように、今回の条例案では、錦帯橋の世界文化遺産登録に向け、優先的に取り組むべき区域について独自の規制を追加し、きめ細やかな景観誘導を図りたいと考えております。

続きまして、12 ページから 16 ページまでの資料 1-4 をご覧ください。

先ほどご説明させていただきました、第 1 種から第 4 種までの制限地域と、許可地域の広告物の種類ごとの基準案となります。第 1 種制限地域から順に県条例から市条例案で変更となった点を中心にご説明させていただきます。

まず、12 ページの第 1 種制限地域ですが、県条例では、横山地区は「風致地区」として、名勝錦帯橋も「知事が指定する文化財」として規制されていますので、一般広告物は現状も、市条例案も禁止となっております。一方、県条例では、自家用広告物のきめ細やかな規制がないため、今回の市条例案では、自家用広告物の基準を一部追加しております。上から順に変更となった点をご説明させていただきます。

事業所の広告物の面積上限である「総量制限」は、先ほども申し上げましたとおり、県条例で規制がなかったため、10 m²以下と設定しました。「色彩」についても県条例で規制がないため、地色の蛍光色等を使用禁止とし、地色の彩度を 7 以下としました。なお、写真に関しては彩度の制限は除外しております。

また、「照明」の基準も景観形成基準に即した規制として追加しました。

次に自家用広告物の種類ごとの基準についてご説明させていただきます。

県条例で認められている屋上広告物は、景観形成基準でも「設置をしないこと」としていただきますので、良好なスカイラインの形成のため、禁止とします。

第17回岩国市景観審議会 会議録

続いて、壁面広告物については、建物・街並みとの調和に配慮した表示となるよう、壁面・塀等それぞれ各面 1/5 以下、という基準を追加します。

また、県条例では対象外となっていますが、窓ガラスの内側に貼って屋外に向けて表示する広告物を「特定屋内広告物」と言いますが、こちらも規制の対象となります。

続いて、自立式広告物について、県条例では高さが 15m 以下、となっていますが、横山地区に関しては、建築物の高さを景観形成基準で「2階建まで」、風致地区条例で「10m 以下」としていることから、それらの高さ制限との整合を図り、10m 以下といたしました。その他の基準は県条例の基準を参考に設定しております。

次に、13 ページの第2種制限地域ですが、県条例では、岩国地区は県道沿いを除き、規制対象外となっているため、県道沿い以外は新しく規制対象範囲となります。

一般広告物は、横山地区同様、禁止となります。自家用広告物は、商業地であること等を考慮し、横山地区より規制を緩和し、総量制限 20 m² 以下、申請不要面積 10 m² 以下としております。

自家用広告物の種類ごとの基準については、基本は横山地区と同様となっておりますが、屋上広告物については、広告物の上端が建物の大棟を越えず、広告物自体の高さが 3m 以下の場合には認めることとします。これは、江戸時代の商家の1階の屋根の上の屋上看板のようなものを想定したもので、イメージとしては、資料の10の3ページの下イメージ図の真ん中に壁面看板とあるもの、これは屋外広告物条例的には屋上広告物に当たりますが、このような広告物は例外的に設置を認めるというものでございます。

次に、14 ページの第3種制限地域ですが、広告物の掲出のある地域としては、岩国隧道を抜けた先の、国道2号沿いの関戸地域となります。

県条例では、関戸地区は国道2号沿いが規制対象となっていますが、家屋が10戸以上連坦していることから許可地域となっており、一般広告物の設置は認められています。市条例案では、制限地域として、一般広告物は禁止となります。自家用広告物は、岩国地区と同様の基準ですが、幹線道路沿いであること、重要文化的景観の区域内ではありますが横山・岩国地区と比べて歴史的な建造物等は立地しておらず景観重点地区の指定もしていないことから、総量規制については 30 m² 以下、と緩和しております。

次に、15 ページの第4種制限地域についてですが、こちらの地域は県条例の禁止地域の基準をそのまま引き継ぎます。

次に、16 ページの許可地域についてですが、こちらの地域も県条例の許可地域の基準をそのまま引き継ぎます。

第17回岩国市景観審議会 会議録

最終17ページは案内誘導広告物の規制となります。案内誘導広告物とは、事業所への誘導を目的として必要最低限の内容を表示したものをいいます。案内誘導広告物は、自敷地外において設置する場合も多く、一般広告物となるため、禁止地域では原則、設置ができなくなりますが、重要文化的景観区域エリアは岩国市を代表する観光地であることから集客や誘導のための必要最低限度の案内誘導広告は認めることとしたいと考えております。

説明が長くなりましたが、議題1につきましては以上となります。

○鳩会長

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

○杉山委員

4ページの禁止広告物で、「著しく汚染し、たい色し」というのがあって、これは作ったものがそのまま残っている状態のことだと思うんですが、空き家となった場所にこれに該当するのが横山に何軒かあるんですけど、そういうのは、何らかの方法でチェックしていただくということにはできないのでしょうか。観光地に入るところになるので。

○鳩会長

空き家に関して、例えば著しく汚染をされているとか、塗料が剥げていたりとか、そういうことに対する対応については、この条例ではどのような考え方になるのでしょうか。

○事務局

杉山委員がおっしゃいましたとおり、空き家で看板が残っているところがございます。空き家自体の対策については、市も色々頭を悩ませておりましたが、所有者となかなか連絡が取れないこともありますので、対応してもらうことが難しい場合があります。

屋外広告物に関して、制度といたしましては、市が撤去して所有者に撤去費用を請求するということが出来ないことはないんですが、一旦は税金を投入することになりますので、確実に回収できるかということも含め、なかなか現実的には難しいのではないかと思います。あまりにも危険性が高いということになれば、対応を検討せざるを得ないのかなとは思いますが。

○鳩会長

この条例において、そういう対応をしていくということは、なかなか難しいということになるんですかね。

○事務局

実際に撤去ということにはなかなか難しいと思うんですけども、まずは所有者と連

第17回岩国市景観審議会 会議録

絡を取って、撤去について誘導していきたいとは考えています。

○鳩会長

そういうところから始めざるを得ないということですね。

○杉山委員

福田委員がいらっしゃったら、もう少しお話したかったんだけど、もう10年くらいほったらかしなんです。だからちょっと見苦しいなど。空き家だからこうなっていったんだと思うんですけど。

○事務局

具体的な場所はどちらでしょうか。

○杉山委員

開花亭があったところの近くになるんですが。

○事務局

昔は食堂だったところですよ。つい最近解体されて、更地になっています。

○杉山委員

そうですか、それは失礼いたしました。

○事務局

ただこれからは、おっしゃっていただいたように、空き家の対策が減ることはなく、増えていきますので、看板に限らずですね、安全面からそういう問題が多くなっていくと思います。本当は早く利活用できればいいんですけど、もう本当に住めないよというところは、別部署にはなるんですけど、所有者に連絡を取ったり、解体についての助成をしたりということはしております。

○鳩会長

今の杉山委員のご指摘、非常に重要だと思います。

重要文化的景観という、景観を保全するエリアにおいて、同じように空き家が増えていくことで、景観上非常に見苦しいとなったときに、重要文化的景観の意義みたいなものが薄れてくる可能性があるわけですよ。

そのあたりのことというのはどういう扱いになるのか、議題とはちょっと違うかもしれませんが、分かる範囲で教えていただけたら。

○事務局

資料の10-1、10-2にありますように、このエリアにつきましては、建物については、

第17回岩国市景観審議会 会議録

周辺の景観と調和するような形で修繕等していただいた物件につきましては、補助をさせていただきます。

建物はそういうことで取り組んでいたんですけど、それに対して看板の部分が不足していたというところが、当面の課題かなということで考えています。今回はその看板の制度についてということになります。

○鳩会長

空き家については、なかなか難しい問題なのではないかなと思います。

○野嶋委員

地区によって基準を分けられているということは、非常にいいことかなと思っています。

ちょっと聞きたいのが、デジタルサイネージ関係ですね、そのあたりはどこかに記述があるのでしょうか。

○事務局

デジタルサイネージについてですが、これいろいろと定義が難しいところがあるんですけども、景観計画では、横山地区と岩国地区において、電飾看板の設置を禁止しております。

ただ時代が進んで、ディスプレイを使ったデジタルサイネージというのも一般的になってきていますので、これを禁止すべき電飾看板とするか、これに関してはもう少し研究してですね、詳細について次回の審議会にお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○村越委員

以前の条例案のときも、市民や関係者の方に意見を聞いてらっしゃるんですけど、今回また説明会とかをすると、抵抗する人が必ず出てくるとは思います。

でも、本当に世界遺産を目指しているから、みんなでやりましょうみたいな形での説明は、丁寧にやっていかなきゃいけないのかなと思います。

○事務局

今後の進め方としましては、今日お話しさせていただいた内容につきまして、色々ご意見等もあるかと思っておりますので、その意見を踏まえながら、地元や関係事業者に対して随時説明会を開いていく予定です。

その結果については、またご報告させていただきたいと考えています。

○鳩会長

また審議会でも報告していただけるということですね。

○事務局

そのとおりです。自治会や観光関係の方々、そういう方たちにも丁寧な説明をしながら、ご理解をいただいて、皆さんで取り組んでいけるようにしたいと思います。

なかなか具体的なお店の名前を挙げてというのは、しにくいところがあるんですけど、例えば錦帯橋を渡って横山側に行くと、色々とお店があるのは大変いいんですけど、少し派手なものもあるんじゃないのという意見もありますし、岩国側のバスセンターの付近では、自家用ではない看板もあつたりして、今は県道沿いではないので、いけないことはないんですけど、そういうものまでは必要ないんじゃないのとか。岩国トンネルを出たところには、電飾の建物もありますので、これをどの程度抑えてもらうとよいのかといった、具体的に各店舗さんとかを色々見ながらですね、規制や総量制限の数字について検討させてもらっています。また、総量制限については、敷地面積の広い店舗とか美術館であれば、それはある程度大きな看板もいるんじゃないか、というところも踏まえながらですね、なるべく皆さんに納得していただいた上で、抑えるべきところは抑えていくというのが、今回の条例の主な内容になります。

○村越委員

周南市でも、景観計画の届出について、やっぱり業者さんにも周知していないと、色を決めるときに業者さんが景観計画を把握してくれていて色を抑えてくれるのと、個人の希望だけを聞いて計画されるのでは全然違うので。業者の方にも説明するということでしたけど、看板業者は市内だけではないと思いますし、あとは許可申請に来れば、まだ窓口でどうにかできるという部分もあるので、そのあたりは徹底していただきたいなと思います。

○江本委員

大きく2点あるんですけども、1点目がですね、参考例でいただいている、出典が広島市の資料なんですけど、彩度7以下をそのまま岩国市で採用されることを考えておられるのかなと見受けられるんですけど、かなり性格が違う景観をお持ちなので、あくまでも参考なのか、これを基準にする予定なのかというのは、かなり大きな違いかなと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○事務局

お配りしました広島市の資料なんですけれども、ちょっと見づらいかもしれないんですが、紫色の部分はこちらで線を引かせていただきました。

広島市の計画書では、緑色で囲っていたり、赤で囲っていたり、青で囲っていたり、地域ごとに彩度の制限を別々に設けられていますので、広島市の基準をそのまま採用したというわけではなく、参考資料として広島市の資料を少し加工したものになります。

現状では彩度7以下ということで基準を考えているんですけど、本当にこの地区で適切な基準かというのは、もう少し色々調査をしながら検討したいとは思っているんですが、現時点では彩度7以下が周辺の景観に調和するレベルかなと考えております。

○江本委員

ちょっとそれが危惧していたところで、きめ細やかに設定されているにはそれなりの理由がある中で、どの色の系統であっても 7 以下というのはちょっと極端かなと思いますし、色の系統と、それから地区に合わせた基準、何重かで設定するということがやはりベターかなと思いました。

もう 1 点なんですけれども、9 ページにある「現状と課題」の中で、未申請の違反広告物が 7 割以上ということで、そういう現状の中で、この条例案を策定した際には、既存不適格がかなり出てくるということが見越されているのかなと思います。そういった中で、もちろん業者の方にまずはしっかりご理解いただくことが大事だと思うんですけれども、今までは OK だったのに、これからダメになってしまうというところは、経済的にも大きな影響があると思いますし、かなり抵抗感もあると思います。市民の方にもこの基準をですね、しっかりと理解していただかないといけないところだと思うんですけれども、それをやっていくにあたって、撤去費用を助成するという促進する部分と、適正な点検が今まで出来ていなかったようなところで、やっぱり少し厳しくではないんですけれども、目を配っていくという、2 点を両方やっていかないといけないと思うんですけれども、具体的にはどういう形で進めることを考えられているのかなど。点検もかなり難しいところがあると思うんですね。全てを見て回るというのは。それも定期的に見るというのは非常に難しく。他都市で景観審議会に携わらせていただく中では、年に 1 回だけ回るというのが限界だったりとか、アドバイザーの方に半年に 1 回ぐらい教えていただくとか、目に留まったらすぐ教えていただくとか、そういったことが多いんですよね。岩国市の場合であれば、一度総ざらいするというのも必要かもしれませんし、やっぱり定期的にやらないと、業者さんも市外からも来られると思いますので、そういったときにどういう対応をしていくのかなというところで、何か今の段階で方針等があればお伝えいただければと思います。

○事務局

岩国市が県条例の権限移譲を受けたのが数年前からなので、なかなか市内全域を把握しきれてはいないんですけれども、屋外広告物適正化旬間というのを国が設定されておりまして、その 9 月の時期に市の職員で、全ての県道国道ではないんですが、年度年度でエリアを分けて、パトロールはしております。また、そのときに違反広告物を発見したら、連絡がつく業者さんには申請等の案内はさせていただいております。

それだけで申請率が上がるかという、なかなか難しいんですけれども、市で把握している業者に対して案内をしたりだとか、商工会議所さんをお願いして、会員向けの配布物とあわせてチラシを配布していただくとか、そういう取組を権限移譲の周知の際にもしたんですけれども、今後も隔年ぐらいではやっていこうかなというふうに考えています。来年度も計画はしております。

それ以外に、他の自治体では、屋外広告物の景観賞、写真コンテストなども取り組まれていますので、色々と市民の皆様目の届くような取り組みを行うことで、屋外広

第17回岩国市景観審議会 会議録

告物というものが、景観にとって大事な一要素になるという周知等はしていきたいと考えております。

○内田委員

私はちょっと屋外広告物に関する法令については、全く存じ上げなかったんですけれども、今回色々と具体的な数字基準が定められているのは、萩市さんとか尾道市さんが城下町が観光資源になっていると思うんですけれども、そういったところを参考にされて、基準を考えられたのかどうかというところと、許可基準を定めて、皆さんが遵守していただけたらいいのですが、仮にお願いや指導をしても遵守いただけない場合に、何らかの罰則規定みたいなものがあるのか、その2点を教えていただけますか。

○事務局

1点目に関しましては、おっしゃいますとおり、山口県内、広島県も含めて、周辺に観光都市がございますので、それらの内容と、また今回は重要文化的景観というものを設定エリアにさせていただいておりますので、それについては全国レベルでも調査をして、屋外広告物の基準について確認いたしました。

ただ、岩国市の横山地区と岩国地区がメインにはなるんですけれども、現状色々なお店があって、屋外広告物があるという中で、全てを他の都市と同じようにというのはなかなか難しいんですけれども、現在の県条例よりは厳しく規制していきたいという考えはありましたので、色々と調整する中で、このあたりに落ち着いてきたところではございます。

2点目なんですけれども、現在の県条例においても罰則規定はありまして、市条例を制定するにあたって、罰則規定は設ける予定にはしております。

ただ、現状7割以上申請されていない段階で違反となるので、違反広告物が多数ある中で、これまで罰則を適用したかと言いますと、今のところはございません。多くの違反広告物がある中で、この事業所だけに指導するというのも、公平性の観点からなかなか難しいところもありますので、まずは連絡を取って、お願いをしていくという状況ではあります。

○木村委員（代理：田中委員）

質問というか、お願いというか、9ページに屋外広告物の撤去費用の助成を設けられるとありますが、例えば先ほど話にあったような、この看板は派手なんだけど、こんな感じに直したらいいよ、みたいな話になった時に、それを実際に直すときの助成金のような、今だったら商工振興課さんとか錦帯橋課さんがそういった費用の一部を助成する補助金があるんですが、そういうものがあると商売人さんの立場からしても、話に乗りやすいのかなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局

現時点でも、岩国・横山地区だけですが、看板を新しく設置する際には、良好な景観

第17回岩国市景観審議会 会議録

に寄与するものにしていただければ、補助をするという制度はあります。

○木村委員（代理：田中委員）

既存でちょっと派手なのがある場合に、それを直してほしいというときも、対象にはなるでしょうか。

○事務局

撤去費用に関しては、現時点では対象になりませんが、新規に制作する費用等に関しては、制度を活用することが可能です。

○鳩会長

ラインが引かれているわけですね。撤去は出ないけど、新規は出るということですね。

○鳩会長

それでは、一通りご意見をいただいたと思いますので、本日のご意見を参考にしながら、事務局の作業を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

その他（1）「荒玉社のしだれ桜」について

○事務局

「その他」として、2件、御報告をさせていただきます。

まず、「荒玉社のしだれ桜について」という表題の資料を御覧ください。

前回の審議会を書面にて開催させていただき、景観重要樹木の指定解除について御審議をいただきました。改めて簡単に経緯とその後の経過について御報告をさせていただきます。

「荒玉社のしだれ桜」は、行波地区の荒玉社というお社にあった、樹齢80年～100年のしだれ桜です。樹容が美しく優れており、錦川清流線沿線や錦川の土手、対岸の国道からも視認できるとともに、地域住民に大切に守られてきた樹木として、令和2年に「景観重要樹木」に指定をいたしました。

しかしながら、資料の裏面、2ページ目のとおり、今年に入ってから葉が全く付いていないという状態となり、山口県樹木医会の樹木医に診断していただいたところ「すでに枯死してしまっている」との診断でございました。

「倒木等の危険性も考えると、早急な伐採が望ましい」とのことでございましたので、取り急ぎ、書面開催にて、景観重要樹木の指定解除について諮問をさせていただき、9月末に地元自治会において伐採をされたところでございます。

書面審議の中で委員の皆様からも2代目の植樹について御意見をいただいたところですが、資料に写真を掲載しておりますが、以前から地元のほうで、この樹木の取り木をして後継木を育てておられます。

今回伐採した樹木の根がかなり地中深くに張っており、それ自体を除去すると、現在の境内地にもかなり影響があるとのことで、全く同じ場所に移植というわけには

第17回岩国市景観審議会 会議録

いかないかと思いますが、地域で継承されてきた景観を引き継いでいけるよう、今後
も取組みを進めていかれるとお伺いしております。

なお、市のほうで設置した「景観重要樹木」を示す標識、プレートにつきましては、
先日市のほうで撤去をし、景観整備課にて保管をしております。

「荒玉社のしだれ桜」についての報告は、以上でございます。

○鳩会長

それでは、委員の皆様からご質問等ありましたらお願いします。

○杉山委員

私は桜が好きなのですから、少々学んでおりまして、これは同じところには植えられ
ません。あれを植え替えるとなると、5メートル範囲の土を全部やり替えないとまた
枯れます。私も以前に樹木医の先生と現地に行ったことがあります。4本くらい地元
の方が取り木をして植えていらっしやったと思いますが、今の状態で育てていくのが一
番いいと思います。

これは惜しいことをしましたけれど、これに関連して、桜じゃないんですが、部長も
ご存知だと思いますが、横山の幹回り5メートル 20センチぐらいのクスノキを切られ
ましたよね。ああいうシンボルとなるようなもの、これは文書に書いていないから、推
定でものを言っただけとはいけないんですが、おそらくあれは楠町の三角州のところの天然記
念物になっているクスノキの一部だと思うんですよ。あそこだけじゃなくて、吉川家2
代領主のときに植えられて、旧岩国往来の沿道にも何本かありますよね。だからおそら
くあの年代と同じものだったと思うんです。でもあれは私有地だったからしょうがない
ですね。切るって言われたらね。本当にみんながシンボルとして大事にしてたんだけど、
その土地の所有者が切ってしまうというなら、それもしょうがないですけど。そうい
うことは、早めに早めになんとか市が手をつけるわけにはいかないですかね。このしだ
れ桜とは関係ない話だけど、植物としては惜しいなと思います。

○事務局

桜は割と寿命が短いと言われる一方で、クスノキはかなり寿命が長くて、大きくなる
んですけど、あそこも近くに住んでおられる方もいて、色々な判断の中でこういう話に
なったようです。なるべくなら、残せるものは残していきたいなと思いますが、そうい
った事情を含めてご理解いただきたいなと。ちょっと答えにはなっていないんですけど。

○杉山委員

難しいとは思いますが、なかなか難しいとは思いますが、市内にはまだまだそういう
ものがあるので、何かいい方法があればいいなと思います。

その他（2）アジア都市景観賞について

○事務局

次に、「アジア都市景観賞について」御報告をさせていただきます。

「アジア都市景観賞」とは、アジアで初めて、都市景観を評価する国際賞として、国連ハビタット福岡本部やアジアハビタット協会などが主催者となり、2010年に創設された「賞」でございます。

「パンフレット」や「募集要項」にも記載してありますが、「アジアの人々にとって幸せな生活環境を築いていくことを目的とし、他都市の模範となる優れた成果をあげた都市・地域・事業等を表彰するもの」とされています。

なお、「ハビタット」という聞きなれない言葉ですが、ラテン語で「居住」を意味する言葉で、「国連人間居住会議」の略称が「国連ハビタット」とのことでございます。

前置きが少し長くなりましたが、今年度、「岩国城下町地区の景観まちづくり」について応募したところ、本年9月10日に開催された合同審査会において、主催団体および国内外の専門委員による審査の結果、アジア都市景観賞に選定をいただきました。

本年のアジア都市景観賞は、アジアの6か国・地域から計24件の応募があり、日本からは、もう1件、福岡市の「福岡大名ガーデンシティ」の取組が選ばれ、そのほか海外では、韓国2件、中国3件、香港1件、インドネシア1件、フィリピン1件、本市を含めて計10件が選ばれています。

来週月曜日、11月18日に福岡市で授賞式が予定されており、当日の状況なども踏まえて、広く市民の皆様にも周知・御紹介を行う予定としております。

報告事項2件につきましては、以上でございます。

○鳩会長

昨年は、岡山県高梁市が受賞されまして、高梁市も私は都市計画審議会をやってまして、応募して受賞されたというのは聞いています。去年は韓国で授賞式があったそうですが、今年は日本ということですね。

この件について、何かございますか。

○鳩会長

特にないようでしたら、以上で今日の議題1件、その他の案件2件ということで終了しましたので、このあたりで閉会させていただきたいと思っております。

皆様どうもありがとうございました。